

特許庁「商標審査基準」改訂案（平成 26 年特許法等の一部改正対応）に対する意見書

2014年（平成26年）7月10日

日本弁護士連合会

特許法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 36 号）により，地域団体商標の登録主体（以下単に「登録主体」という。）に商工会，商工会議所，特定非営利活動法人，及びこれらに相当する外国の法人が新たに追加されたことに伴い，商標法第 7 条の 2 第 1 項柱書の登録主体についての要件（以下「主体要件」という。）について，特許庁審査業務部商標課商標審査基準室が取りまとめ，本年 6 月 18 日に意見募集を開始した「商標審査基準」改訂案（平成 26 年特許法等の一部改正対応）（以下「改訂案」という。）について，当連合会は以下のとおり意見を述べる。

意見の趣旨

1 改訂案の基本的方向性について

改訂案において，登録主体ごとに主体要件を充足するか否かを判断するための具体的な確認事項を明示したこと，外国の法人を含めた各登録主体につき共通して「正当な理由がないのに，構成員たる資格を有する者の加入を拒み，又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定め」（以下「加入自由の定め」という。）があることを法人の設立根拠法の写し等によって確認すべきことを明記したこと，及び，外国の法人の主体要件の確認に必要な文書等について，諸外国の法制度の実情に応じた対応が可能な規定としたことは，妥当なものとする。

2 国内の登録主体について

- (1) 「事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合」（「事業協同組合等」）の主体要件につき，改訂案において，①出願人が法人格を有する組合であることを「登記事項証明書その他の公的機関が発行した書面（以下「登記事項証明書等」という。）で確認することとした点，②出願の際に提出された設立根拠法の写し又は願書に記載された設立根拠法の該当条文（以下「設立根拠法の写し等」という。）において，加入自由の定めがあることを確認する，と明記した点は賛成する。
- (2) 法改正で新たに追加された登録主体である「商工会，商工会議所又は特定非営

利活動法人」につき、各々出願の際に提出された登記事項証明書等により、出願人が商工会法により設立された商工会であること、商工会議所法により設立された商工会議所であること又は特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であることを確認する、とした点は賛成する。

### 3 外国の登録主体について

「事業協同組合等、商工会、商工会議所又は特定非営利活動法人に相当する外国の法人」の主体要件につき、当該外国法人の「目的」及び「加入自由の定め」を、「設立根拠法の写し等（これに準じる法令、通達、判例その他の公的機関が定めた文書で代替することが可能。以下同じ。）」において確認するとした点については、括弧書き内で設立根拠法等を代替し得る文書として挙げられている「その他の公的機関が定めた文書」とは何か、どのような文書を想定しているのかが明確ではなく、説明が必要と考える。また、目的要件の確認に関し、「公的機関が定めた文書が当該外国には制度上存在しない場合」には当該外国法人の「定款」による確認を認めているが、定款とは具体的にどのようなものを想定しているのか、また、どのような場合に「定款」で足りるのかが必ずしも明らかとはいえないので、これらの点も明確化されることが望ましい。

いずれにしても、外国の法人も国内の事業協同組合等と同等の「目的」要件及び「加入自由の定め」の要件を満たすべきことは地域団体商標制度の根幹に関わる要請であると考えられるから、主体要件を確認するための文書を当該外国の法人の存する外国の実情に応じて柔軟化しても、外国の法人について、実体的に国内の事業協同組合等よりも緩い基準が適用されることのないように適切な運用が望まれる。

### 4 「構成員に使用をさせる商標」について

「構成員に使用をさせる商標」について、設立根拠法の目的からして、構成員に商標を使用させることが想定されない組合が出願人である場合など、本願商標を構成員に使用させないことが明らかである場合を「構成員に使用をさせる商標」ではないものとして、判断基準をより明確化した点は賛成する。

## 意見の理由

### 1 改訂案の基本的方向性について

改訂案においては、登録主体の主体要件につき、「事業協同組合等」、「商工会、商工会議所又は特定非営利活動法人」、「事業共同組合等、商工会、商工会議所又は特定非営利活動法人に相当する外国の法人」の3類型に分けて、それぞれ、確認すべき事項及び文書を挙げており、分かりやすいものとなっている。また、いずれの

登録主体についても、「目的」要件、「加入自由の定め」の存在及び「法人格」を要求し、これらを所定の文書によって確認すべきことを明記した内容となっていることは、一貫性があるものとして評価できる。さらに、外国の法人については、後述するように、当該団体の「目的」、「加入自由の定め」及び「法人格」の要件に関して出願人に提出を求める文書等につき、設立根拠法の写し等以外の文書により代替し得る場合を定めることにより、当該法人の存在する外国の法制度の実情を考慮し得る内容となっている。これらは登録主体の主体要件に関する審査の運用方針として、いずれも妥当なものと評価する。

## 2 国内の登録主体について

(1) 「事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合」（「事業協同組合等」）の主体要件につき、現行の商標審査基準の「一 第7条の2第1項柱書」の「1.」では、「(1) 出願人が「組合等」に該当する法人として登記されていること」及び「(2) 「組合等」の設立根拠法において、不当に構成員たる資格を有する者の加入を制限してはならない旨の規定が定められていること」を判断項目としているところ、改訂案では、法人格を有することについては「登記事項証明書その他の公的機関が発行した書面」（登記事項証明書等）で確認することを明記し、また、加入自由の定めについては「出願の際に提出された設立根拠法の写し又は願書に記載された設立根拠法の該当条文」（設立根拠法の写し等）において確認すると明記したことにより、法人格要件及び「加入自由の定め」の確認資料がより明確化したものと思われる。

また、「加入自由の定め」の具体例として、中小企業等協同組合法第14条、農業協同組合法第20条、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第10条が摘示されたことにより、「加入自由の定め」の内容が出願人及び一般人に分かりやすくイメージされるようになったものと評価する。

(2) 法改正で登録主体として新たに追加された「商工会，商工会議所又は特定非営利活動法人」については、商工会法，商工会議所法，特定非営利活動促進法がそれぞれ設立根拠法となっているところ、それらの設立根拠法には、当該団体の「目的」の非営利性，商工業の改善発展を図る目的（商工会又は商工会議所の場合）又は不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する目的（特定非営利活動法人の場合）の存在，法人格，「加入自由の定め」についての規定が存在する。したがって、各設立根拠法に準拠して設立されたものであることを登記事項証明書等により確認できれば、当該団体の「目的」の非営利性，商工業の改善発展を図る目的（商工会又は商工会議所の場合）又は不特定かつ多数のものの利益の増進に寄

与する目的（特定非営利活動法人の場合）の存在，法人格，「加入自由の定め」の存在が担保されることとなるため，基準として明確かつ妥当と評価できる。

### 3 外国の登録主体について

「事業協同組合等，商工会，商工会議所又は特定非営利活動法人に相当する外国の法人」の主体要件については，（イ）事業協同組合等に相当する外国の法人，（ロ）商工会又は商工会議所に相当する外国の法人，（ハ）特定非営利活動法人に相当する外国の法人に分けてそれぞれ要件を記載しており，この点は丁寧で分かりやすい。

しかしながら，国内の「事業協同組合等，商工会，商工会議所又は特定非営利活動法人」については，「目的」及び「加入自由の定め」を登記事項証明書や設立根拠法の写し等によって確認すべきこととしているのに対し，外国法人の場合は，「目的」及び「加入自由の定め」を確認するための文書について，「① 設立根拠法の写し等（これに準じる法令，通達，判例その他の公的機関が定めた文書で代替することが可能。以下同じ。）」として，括弧書きにおいて設立根拠法の写し等を他の文書で代替し得るとされている上，当該括弧書きに「その他の公的機関が定めた文書」という包括的文言が盛り込まれている。

この「その他の公的機関が定めた文書」とは，公的機関が発行する文書か，もしくは公的機関が定めを設けている文書を指すものか（あるいは機関が定めたもので，監督官庁等の役所がオーソライズしたものも含むのか。）など，具体的にどのような文書を想定しているのかが必ずしも明らかでない。特に，地域団体商標に関して重要な要件と考えられる「加入自由の定め」については，諸外国の法制，歴史，国柄等によって様々な態様が考えられ，当該国の法人組織法全体を検討しないと分かりにくい場合もあり，實際上判断に困難を伴う場合が懸念される。その場合の「その他の公的機関が定めた文書」とは何か，どのような文書が考えられるか，具体例を示したより詳細な説明があることが望ましい。

また，外国の法人の「目的」の確認に関して，改訂案では，「なお書き」において，「なお，公的機関が定めた文書が当該外国には制度上存在しない場合には，当該外国法人の定款の提出を求め，当該定款において上記に定める要件を満たしていること」として，「定款」によって目的要件を満たすことを確認し得るところ，この「公的機関が定めた文書」は，「設立根拠法の写し等」に代替し得る文書の一例として挙げられているものであるから，上記「なお書き」は，設立根拠法の写し等が存在せず，かつ，これに代替し得る法令，通達，判例その他の公的機関が定めた文書も存在しない場合に，提出された定款によって目的要件について確認することを認める趣旨であると解される。しかし，改訂案の「なお書き」では，

「設立根拠法の写し等」と「定款」との関係が文理上必ずしも明確ではなく、我が国の制度に不案内な外国の法人等において誤解を生じる可能性がないともいえないので、明確化のために表現に一層の工夫が必要と思われる。また、登録主体は外国の主体についても法人格を有するものに限られているものの、その組織形態としては「組合」や「商工会」等に相当するものが想定され、しかもそれらの実体は外国の法制度により種々であると考えられることから、当該外国の制度の下でどのようなものが「定款」に該当するかにつき疑義が生じる場合もあると考えられる。したがって、どのような文書が「定款」に該当するか（さらには認証を必要とするか否か等）につき、何らかの定義的な規定、説明ないし例示があることが望ましい。

いずれにしても、外国の法人も国内の事業協同組合等と同等の「目的」要件及び「加入自由の定め」の要件を満たすべきことは地域団体商標制度の根幹に関わる要請であると考えられるから、主体要件を確認するための文書を当該外国の法人の存する外国の実情に応じて柔軟化しても、外国の法人について実体的に国内の事業協同組合等よりも緩い基準が適用されることのないように適切な運用が望まれる。

#### 4 「構成員に使用をさせる商標」について

「構成員に使用をさせる商標」の要件につき、現行の商標審査基準「第7条の2第1項柱書」では、「2. 地域団体商標の商標登録を受けようとする商標が、団体によって使用されており、その構成員に使用させないことを前提とする場合は、本項柱書の規定により登録を受けることができないものとする。ただし、団体が自らその商標を使用している場合であっても、その構成員に使用させることが推定される場合は、この限りでない。」との基準を設けているところ、出願に係る商標が「団体によって使用されている」ことと「その構成員に使用させる商標」であるか否かがどのように関係するのかが必ずしも明確でない上、「その構成員に使用させないことを前提とする場合」や「その構成員に使用させることが推定される場合」は実体的判断を伴うため、基準として明確とはいえない点があった。

この点、改訂案では、設立根拠法の目的からして、構成員に商標を使用させることが想定されない組合が出願人であるなど、構成員に使用させないことが明らかである場合には「構成員に使用をさせる商標」ではないものとして扱うとし、例示として、消費生活協同組合、船主責任相互保険組合、農業共済組合を挙げているので、少なくとも「構成員に使用をさせる商標」ではないものについて、判断基準がより明確化されたと評価し得る。

以上